

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙 添付を省略する書類の一覧表
 ・添付を省略する書類に○印をつけて下さい。

省略できる書類		省 略 す る 理 由				
		更新許可申請のため（※１）	変更許可申請のため（ただし、変更内容に関わらないもの）（※１）	先行許可証を提示するため	２つ以上の許可を同日に申請するため（※１）	優良認定を受けているため（※２）
様式第 六 号 の 二	（第３面）積替施設又は保管施設の概要	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）			（規 10 の 12-2）
	（第４面）収集運搬業務の具体的な計画	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）			（規 10 の 12-2）
	（第５面）環境保全措置の概要	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）			（規 10 の 12-2）
	（第６面）運搬車両の写真	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）			
	（第７面）運搬容器等の写真	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）			
	（第８面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法				（規 21-1）	
	（第９面）資産に関する調書（個人用）				（規 21-1）	
	（第１０面）誓約書			（規 10 の 12-2）	（規 21-1）	
添付書類	許可証の写し					
	住民票（個人・法人役員等）			（規 10 の 12-2）	（規 21-1）	
	法人の登記事項証明書				（規 21-1）	
	株主（法人）の登記事項証明書			（規 10 の 12-2）	（規 21-1）	
	登記されていないことの証明書（個人・法人役員等）			（規 10 の 12-2）	（規 21-1）	
	定款又は寄付行為				（規 21-1）	（規 10 の 12-2）
	事務所及び事業場（駐車場）等の付近の見取図	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）			
	車検証の写し	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）		（規 21-1）	
	車両の賃貸借契約書等の写し	（規 10 の 12-2）	（規 10 の 22-2）		（規 21-1）	
	決算書				（規 21-1）	（規 10 の 12-2）
	法人税納税証明書				（規 21-1）	
	所得税納税証明書				（規 21-1）	

※１印の申請については、内容に変更がない場合に限り、添付書類を省略することが可能です。

※2印の申請については、添付書類の省略のほか、各証明書の原本に換わりコピーの添付が可能です。（同時に申請される申請書に原本が添付されている場合に限る。）

●2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

(産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分類 ・ 特別管理産業廃棄物処分類

新規 ・ 変更 ・ 更新) 許可申請書

●先行許可証を提出する場合に記入（該当する許可に○印を記入）

今回以下の許可証を先行許可証として提出します

年 月 日 (都・道・府・県・市) 許可

・産業廃棄物収集運搬業許可証

・産業廃棄物処分業許可証

・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

・特別管理産業廃棄物処分業許可証

・産業廃棄物処理施設設置（新規・変更）許可証